

うきは市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
浮羽究真館高校前	福岡県うきは市吉井町生葉730-1先	うきは市と運行業務委託契約を締結した事業者による自家用有償旅客運送(道路運送法施行規則第49条第1号に規定する「交通空白地有償運送」に限る。)の用に供する自動車(通称「のるーとうきは」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	うきは市地域公共交通活性化協議会を経て、令和7年11月20日合意
竹重 (東向き)	福岡県うきは市吉井町549-4先			
竹重 (西向き)	福岡県うきは市吉井町富永1487-12先			
扇島	福岡県うきは市吉井町616-4先			
うきは警察署入口	福岡県うきは市吉井町686-6先			
吉井駅前	福岡県うきは市吉井町740-2先			
中町 (東向き)	福岡県うきは市吉井町1250-1先			
中町 (西向き)	福岡県うきは市吉井町1262-8先			
清瀬 (東向き)	福岡県うきは市吉井町清瀬515-1先			
清瀬 (西向き)	福岡県うきは市吉井町清瀬516-1先			
土取 (東向き)	福岡県うきは市浮羽町浮羽268-8先			
土取 (西向き)	福岡県うきは市浮羽町浮羽268-2先			
下千足 (東向き)	福岡県うきは市浮羽町浮羽837先			
下千足 (西向き)	福岡県うきは市浮羽町浮羽389-4先			
中千足 (東向き)	福岡県うきは市浮羽町朝田370-1先			
中千足 (西向き)	福岡県うきは市浮羽町朝田368先			